

札幌高等裁判所
民事訴訟受付係様

お世話になっております。

昨日郵送させて頂きました

令和8年5月18日付 未受理 特別抗告状につき取下書 及び 再審訴状訂正申立書 を
送付させて頂きます。

尚、抗告取下書に記載すべき事件番号が当該書面発送時に於いて

未受理扱いとなっている旨、事件番号に付いては未記載としています。

何卒宜しく御願い致します。

(添付)

- ① 抗告取下書 1通
- ② 再審訴状訂正申立書 正本1通・副本1通
- ③ 当該確定済判決書写し 1通
- ④ 1,000円額 収入印紙1枚

〒001-0011

札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

高桑 広仁

TEL :

FAX :

取 下 書

原告

被告

上記当事者間の 平成・令和8年（ ）第 号

損害賠償等請求事件 特別抗告 について、

原告は、訴えの

全部

一部（ の部分）

を取り下げます。

令和 8 年 5 月 29 日

原告

印

____札幌____高等裁判所（ 支部） 御中

※ 印鑑は、申立書に押印したものを使用してください。

再審訴状訂正申立書

札幌高等裁判所 御中

令和8年5月29日

再審原告 高桑 広仁 印

〒 001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

(送達場所)

再審原告 高桑 広仁

電話番号

FAX番号

〒 060-0032

北海道札幌市中央区北2条東1丁目1番地

再審被告 北海道マツダ販売株式会社

代表者 代表取締役 横井 隆

ちょう用印紙 1,000円

添付郵券額 0円

令和7年(ム)第18号 損害賠償等請求再審事件

(再審の対象とされた事件・札幌高等裁判所令和6年(ネ)第320号)

上記に於ける再審訴えの却下の決定通知書を踏まえ、

上記当事者間の札幌高等裁判所平成・令和6年(ネ)第320号損害賠償等請求控訴事件(原審札幌地方裁判所平成・令和6年(ワ)第209号損害賠償等請求事件)について、平成・令和7年2月27日に言い渡され、同年3月15日に確定しているが、下記のとおり再審事由があるので、再審原告は、再審の訴えを提起する。

不服申立てにかかる判決の表示

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

再審請求の趣旨

再審被告は、再審原告に対し 控訴人休職時に於ける
診断書取得費用相当額 13,640円を支払え。

訴訟費用は、前審及び再審を含め再審被告の負担とする。

再審請求の原因 1

上記確定判決には、次のとおり

再審被告からの「証拠物としての就業規則の提出」により、診断書費用の請求の是非
の判断を仰いだ上での趣旨となっており、

- * 民事訴訟法第297条及び第197条4項の定めにより、
控訴人の主張する「請求2」に於いて、著しく訴訟手続きを遅滞させる
裁判所の判断に付き、請求趣旨の根幹となる事項に付き、改めて裁判所の判断を
求める。
尚、新たに提起すべき請求趣旨とするならば、度の裁判所の判断を仰ぐ。

添付書類

- 1 副本・1通
- 2 不服の対象となる 控訴審判決の写し・1通